

(目的)

第1条 この要領は、多古町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱(平成15年多古町告示第30号、以下「要綱」という。)第15条の規定により、必要な事項について定めるものとする。

(補助対象者及び補助対象建築物)

第2条 要綱第4条に規定する項目のほか、補助対象者及び補助対象建築物を次のとおり定める。

(1) 補助対象者

多古町に居住し、又は居住しようとする者であつて、処理対象人員10人以下の合併処理浄化槽を設置しようとする者。

(2) 補助対象建築物

1 個人住宅

但し、販売を目的とする個人住宅は除く。

2 併用住宅(店舗併用住宅を含む。)

住宅部分が全体の2分の1以上である建物。

但し、販売や賃貸を目的とする併用住宅は除く。

(工事請負契約書)

第3条 要綱第6条第5号に規定する工事請負契約書の様式は別紙1のとおりとする。

(既存単独処理浄化槽又はくみ取り便槽の現況と転換計画)

第4条 要綱第6条第11号に規定する既存単独処理浄化槽の現況と転換計画を示した書類の様式は別紙2のとおりとする。

2 要綱第6条第11号に規定するくみ取り便槽の現況と転換計画を示した書類の様式は別紙3のとおりとする。

(施工に係る写真)

第5条 要綱第9条第5号に規定する施工に係る写真とは、次のとおりとする。

(1) 浄化槽設備士が実地に監督していることを証する写真。

(2) 基礎工事の状況を示す写真。

(3) 据付工事の状況を示す写真。

(4) かさ上げを行う場合は、かさ上げの状況を示す写真。

(5) ブロワーの設置の状況を示す写真。

(6) 既存単独処理浄化槽又はくみ取り便槽から合併処理浄化槽へ設置換えを行う場合転換作業工程の分かる写真

例： 既存単独処理浄化槽を解体撤去する場合

1 工事着工前の写真

2 汚泥くみ取り作業の写真

3 消毒作業の写真

4 解体作業の写真

5 埋め戻し作業の写真

6 工事完了の写真

(施工結果報告書)

第6条 要綱第9条第6号に規定する施工結果報告書の様式は、別紙4のとおりとする。

(浄化槽法第10条を遵守することを誓約する書面)

第7条 要綱第9条第9号に規定する浄化槽法第10条を遵守することを誓約する書面の様式は、別紙5のとおりとする。

附 則

この訓令は、多古町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱(平成15年多古町告示第30号)の施行の日から適用する。

附 則(平成19年4月1日訓令第13号)

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則(平成20年5月26日訓令第4号)

(施行期日)

1 この訓令は、公示の日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行前に改正前の多古町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱取扱要領により調整した用紙は、この訓令の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則(平成26年3月31日訓令第23号)

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成31年1月23日訓令第1号)  
この訓令は、公示の日から施行する。

附 則(令和7年9月4日訓令第9号)  
この訓令は、公示の日から施行する。

別紙1

別紙1

工 事 請 負 契 約 書

第1条 発注者 \_\_\_\_\_ (以下、「甲」という。)及び浄化槽工事業  
者 \_\_\_\_\_ (以下「乙」という。)は、多古町合併処理浄化槽設  
置整備事業補助金の交付を受けて甲が行う合併処理浄化槽の設置工事に  
関し、対等な立場でこの契約を締結し、信義を守り誠実にこれを履行する。

第2条 この契約書は、次に掲げる工事に適用される。

工事の場所 \_\_\_\_\_  
工事の期間 \_\_\_\_\_ 年 月 日 ~ \_\_\_\_\_ 年 月 日  
設置する浄化槽 \_\_\_\_\_

浄化槽法(昭和58年法律第43号)第4条第1項の規定による構造基準に  
適合し、かつ、生物化学的酸素要求量(以下「BOD」という。)除去率90%  
以上・放流水のBODが20mg/l(日間平均値)以下の機能を有するところ  
の、別添図面及び仕様書に係る合併処理浄化槽

工事の請負代金及び支払い方法

金額 \_\_\_\_\_ 円  
支払方法 1 現金 2 その他( \_\_\_\_\_ )

第3条 乙はこの契約と添付の図面及び仕様書に基づき、前条の期間内に工事を完成  
して契約の目的物を甲に引き渡すものとし、甲は、引渡しと引き換えにその請負代金  
全額の支払いを完了する。

第4条 乙は、この契約に係る工事を、浄化槽法第29条第3項に従い、浄化槽設置  
士 \_\_\_\_\_ に実地に監督させ、又は自ら浄化槽設備士の資格を有し  
て、工事を実地に監督しなければならない。

第5条 甲及び乙は、この契約によって生じる権利又は義務を、第三者に譲渡又は継  
承させてはならない。ただし、相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

第6条 乙は、この契約の履行について、工事の全部又は大部分を一括して第三者に  
委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、予め甲の書面による承諾を得た場合  
は、この限りではない。

第7条 乙は、浄化槽法第4条第3項の規定による浄化槽工事の技術上の基準及び多古町が定める工事の基準に従って工事を行わなければならない。

第8条 甲は、やむを得ない場合には、工事内容を変更し、又は工事着手を延期し、若しくは工事を一時中止することを求めることができる。この場合において、請負代金額又は工期を変更する必要があるときは、甲乙協議して定めるものとする。

2 本条による変更、延期、又は中止による損害は乙の責に帰すべき場合を除き、甲が負担する。

第9条 乙は、乙の責に帰することができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、甲に対して遅滞なく、その事由を明示して工期の延長を求めることができる。この場合においてその延長日数は、甲乙協議して定める。

第10条 工事の完成引き渡しまでに工事目的物その他工事施工について生じた損害は、乙の負担とする。ただし、その損害のうち甲の責に帰すべき事由により生じたものは、甲の負担とする。

第11条 乙は、工事のため第三者に損害を及ぼしたときは、その賠償の責を負う。ただし、甲の責に帰すべき事由による場合は、甲がその責を負うものとする。

第12条 乙は、多古町が定める多古町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱に基づき、所定の期間内に所定の書類及び写真を、甲に提出しなければならない。

第13条 甲は、工事が本契約の規定又は第7条に定める基準に適合しないと認めるときは、乙に対し、相当の期限を定めてその瑕疵の修補を請求することができる。

2 甲は、浄化槽法第7条の規定により、水質に関する検査を受け、その検査の結果、浄化槽の工事について改善の指摘を受けた場合は、乙に対し、相当の期限を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代わる損害賠償を請求することができる。

3 前項に定める請求は、浄化槽の工事についての改善の指摘が甲の責に帰すべき事由に基づくものである場合には、することができない。

第14条 瑕疵の修補又は損害賠償請求権の行使は、引き渡し後5年以内に行わなければならない。

第15条 次の各号の一に該当するときは、甲又は乙は催告その他何等の手続きを要せ

ずこの契約を解除することができる。

- (1) 第1条に基づく多古町合併処理浄化槽設置整備事業補助金が交付されないこととなったとき。
  - (2) 工事用地につき、工事施工が著しく困難と判断される瑕疵が発見されたとき。
- 2 前項により、この契約が解除された場合、乙はこの契約の履行のために乙において要した費用及び乙において甲のために既に支出した立て替え金を甲に請求することができる。

第16条 甲は乙が工事を完成するまでは、乙の損害を賠償して、この契約を解除することができる。

- 2 甲は乙の契約違反によりこの契約の目的を達することができなくなったと認めるときは、催告その他何等の手段を要せず、この契約を解除することができる。この場合、甲は甲の被った損害を乙に請求することができる。

第17条 次の各号の一に該当するときは、乙の催告その他何等の手続きを要せず、この契約を解除することができる。

- (1) 第8条に基づき、工事が一時中止され又は甲の責に帰すべき事由により着工期日が延期された場合に、工事の一時中止又は着工期日の延期の状態が10日以上継続したとき。
  - (2) 甲が請負代金を所定の期日に支払わなかったとき又は請負代金の支払い能力を欠くことが明らかになったとき。
  - (3) 甲がこの契約に違反し、その結果、この契約を履行できなくなったと乙が認めたとき。
- 2 前項によってこの契約が解除された場合は、甲は乙の損害を賠償するもとする。

第18条 乙の責に帰すべき事由により、標記引渡期日（工期が変更された場合は、変更後の工期に基づいて定められる引渡期日）までに工事の目的物を引き渡すことができない場合は、甲は遅滞日数1日につき請負代金総額の\_\_\_分の1の違約金を請求することができる。

- 2 甲がこの契約に基づいて、乙に支払うべき金員を所定の期日までに支払わないときは、甲は当該金員につき、支払い期日の翌日から支払い完了の日まで日歩\_\_\_銭の割合による遅延損害金を乙に支払うものとする。

第19条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて、甲乙協議の上定めることとする。

以上契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名捺印の上各自1通を保有する。

年 月 日

甲 注文者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

乙 請負者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

浄化槽工事登録番号： \_\_\_\_\_

又は届出番号： \_\_\_\_\_

## 別紙 2

## 既存単独処理浄化槽の現況と転換計画

1. 申請者	住 所	
	氏 名	
	電話番号	
2. 既存単独処理 浄化槽	メーカー名	
	型 式	
	人 槽	
	処理方式	(1) 腐 敗 (2) 全ばっき (3) 分離ばっき (4) 分離接触ばっき
	設置場所	別紙のとおり
3. 転換計画	(1)全部撤去 (2) その他 ( )	
4. 備考		

## 別紙 3

## くみ取り便槽の現況と転換計画

1. 申請者	住 所	
	氏 名	
	電話番号	
2. くみ取り便槽	メーカー名	
	型 式	
	人 槽	
	設置場所	別紙のとおり
3. 転換計画	(1)全部撤去	(2) その他 ( )
4. 備考		

別紙4

## 浄化槽施工結果報告書

設置者の住所・氏名

設置場所

施設の名称

建築物の用途

処理対象人員(人槽) 人( 人)

浄化槽協会登録番号 (単・合)第 号

浄化槽製造業者名

別表のとおり適正に施工し確認したことを報告します。

年 月 日

浄化槽工事業者 住所・氏名・登録番号

登録・届 知事( ー )第 号

担当浄化槽設備士 氏名 交付番号

第 号

別表 チェックリスト

検査項目	チェックのポイント	欄	検査項目	チェックのポイント	欄
1. 流入管きよ及び放流管きよの勾配	汚物や汚水の停滞がないか。		12. 消毒設備の変形、破損、固定の状況	消毒設備に変形や破損はないか。	
2. 放流先の状況	放流口と放流水路の水位差が適切に保たれ、逆流のおそれはないか。			しっかり固定されているか。	
3. 誤接合等の有無	生活排水が全て接続されているか。 雨水や工場排水等が流入していないか。			薬剤筒は傾いていないか。	
4. 樹の位置及び種類	起点、屈曲点、合流点及び一定の間隔ごとに適切な樹が設置されているか。		13. ポンプ設備（流入ポンプ及び放流ポンプ）の設置、稼働状況	ポンプますに変形や破損はないか。	
5. 流入管きよ及び放流管きよ及び空気配管の変形、破損のおそれ	管の露出等により変形、破損のおそれはないか。			ポンプますに漏水のおそれはないか。	
6. かさ上げの状況	バルブの操作などの維持管理を容易に行うことができるか。			ポンプが2台以上設置されているか。	
7. 浄化槽本体の上部及びその周辺の状況	保守点検、清掃を行いにくい場所に設置されていないか。			設計どおりの能力のポンプが設置されているか。	
	保守点検、清掃の支障となるものが置かれていないか。			ポンプの固定が十分行われているか。	
	コンクリートスラブが打たれているか。			ポンプの取り外しが可能か。	
8. 漏水の有無	漏水が生じていないか。			ポンプの位置や配管がレベルスイッチの稼働を妨げるおそれはないか。	
9. 浄化槽本体の水平の状況	水平が保たれているか。		防振対策がなされているか。		
	嫌気ろ床槽のろ材及び接触ばっ気槽の接触材に変形や破損はないか。		14. ブロワーの設置、稼働状況	固定が十分行われているか。	
10. 接触材等の変形、破損、固定の状況	しっかり固定されているか。			アースはなされているか。	
11. ばっ気装置、逆洗装置及び汚泥移送装置の変形、破損、固定及び稼働の状況	各装置に変形や破損はないか。			漏電のおそれはないか。	
	しっかり固定されているか。		保守点検契約 有 保守点検業者名 登録番号 無	放流先 有 無 蒸発散	
	空気の出方や水流に片寄りはないか。				

別紙5

## 誓 約 書

年 月 日

多古町長 様

住 所

氏 名

私は、多古町から補助を受けて設置する合併処理浄化槽について、浄化槽法（昭和58年法律第43号）を遵守し、下記の事項を適正に行うことを誓約します。

### 記

- ・浄化槽法第10条に規定する保守点検及び清掃の実施

#### 浄化槽法（抜粋）

（浄化槽管理者の義務）

第10条 浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年1回（環境省令で定める場合にあつては、環境省令で定める回数）、浄化槽の保守点検及び浄化槽の清掃をしなければならない。

2 省 略

3 省 略

#### 浄化槽法施行規則（抜粋）

（保守点検の回数の特例）

第6条 省略

2 浄化槽に関する法第10条第1項の規定による保守点検の回数は、通常の使用状態において、次の表に掲げる期間ごとに1回以上とする。

処理方式	浄化槽の種類	期間
分離接触ばつ気方式、嫌気ろ床接触ばつ気方式又は脱窒ろ床接触ばつ気方式	1 処理対象人員が20人以下の浄化槽	4月
	2 処理対象人員が21人以上50人以下の浄化槽	3月

以下省略